

意見公募の結果

- 1 規則等の題名
金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程
- 2 規則等の案の公示の日
令和3年1月22日
- 3 提出意見
ありませんでした。
- 4 提出意見を考慮した結果及びその理由
意見公募を実施したところ、意見の提出はありませんでした。
なお、規定の内容をより適切なものとするため、公示した案の一部について、次のように見直した上で改正を行いました。

(1) 指定工事業者の要件（審査基準）について【第3条関係】

改正後	公示した案
営業所ごとに専属の責任技術者を置く者であること。	営業所ごとに、専属の責任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
次に定める機械器具を有する者であること。 ア 電動カッターその他の管の切断用の機械器具 イ パイプレンチその他の接合用の機械器具 ウ レベル、箱尺その他の測量用の機械器具 エ 排水管清掃器	次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ レベル、箱尺その他の測量用の機械器具